

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の ご契約のお取扱いについて

このたびの令和4年8月3日からの大雨による災害により、被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

<適用地域と法適用日(※)>

都道府県	法適用日	適用地域
山形県	8月3日	米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、 西村山郡大江町、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、 西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
新潟県		村上市、胎内市、岩船郡関川村
石川県	8月4日	金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、 能美郡川北町
福井県	8月4日	南条郡南越前町
青森県	8月9日	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、 西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、 南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、 北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

※内閣府(防災担当) 令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

2. お取扱い

○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末(月払契約)、翌々月の契約応当日(年・半年払契約)までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2023年2月28日まで延長いたします。

○ 死亡保険金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・死亡保険金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>

電話：0120-321-993 (無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます)

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さまにつきましては次の専用ダイヤルとなります。

<医療・介護デスク>

- ・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-186
 - ・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-553
- 受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以上